

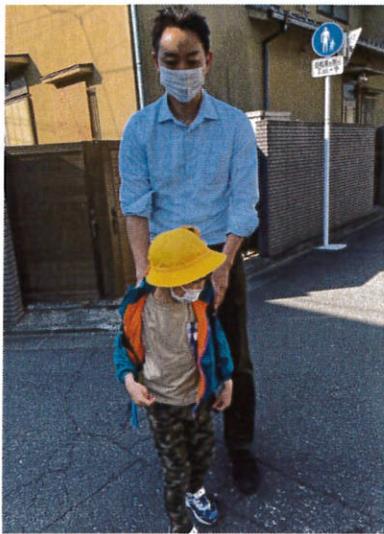


施設でワクチン接種するときの注意点

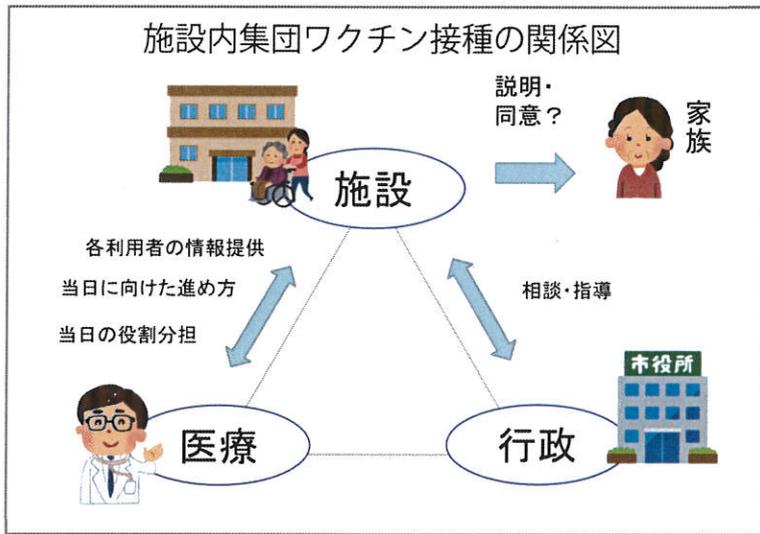
利用者の同意、個人情報保護、職員は二回目に注意

全国の介護施設で、利用者のコロナワクチン集団接種が始まった。今の所現場で大きなトラブルは生じていないようであるが、これからという施設も多いことと思われる。明確なマニュアルが無い中、どこも手探りの実施となろうが、最低限押さえておきたいポイントをまとめた。

事前においては利用者のワクチン接種に関する同意、リストの紛失等の個人情報に関するリスク、実施時は副反応への備えが重要である。



4月、慣れない登校に付き添う外岡潤と嫌がる長男の奏太。



外岡新聞

4月号

法律事務所おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ペイベリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-5358-9855
FAX:03-6730-6140



民事法研究会から出ている「介護トラブル相談 必携」の第二版改定作業を進行中です。初版から5年以上経過しましたが、メイデーシヨンのパートは相当削り、制度改正等を追記しました。今夏にはリリースできると思います。乞うご期待！



○：特養の施設長
☆：外岡潤

○：そろそろ我が地域でもワクチンの順番が回ってきそうです。希望するご利用者を集めてドクターに打って頂くということなんでしょうが、どのような点に注意すれば良いでしょうか。

☆：まず関係者を確認しておきましょう。実施主体は市区町村であり、そこから委託を受けた医療機関が施設に赴き実施します。ですから本来、施設は場所を提供するだけであり主体的に動く必要は無いのです。

○：そうですね、でも現実には上図にあるようにご利用者への説明や同意の取得も施設がやらなければならないということですか。

☆：理不尽な話ですがそうなんです。厚労省の3月3日付通知「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」において施設が「予防接種に関する必要な事項（接種券、予診票の記入等）」について説明を行う」と記載されています。

○：予診票はこの前市の説明会で見ました。最後の方に同意欄がありましたが、接種を希望しないご利用者に対しては施設としてどこまで「説明」すれば良いのでしょうか。その方が感染されては元も子も無いので、受けるよう強く説得すべきでしょうか。

☆：法的には、予防接種は飽くまで個々人の努力義務とされており（予防接種法第9条）、ワクチンを受けない自由も保障されます。これは職員についても同じであり、例えば妊娠等を理由に接種を拒否するような場合、受けるよう執拗に説得したり、受けないことにより実質的に不利益が生じるようなことがあってはなりません。

○：なるほど、受けない権利もあるのですね。そもそも私たちが実施するのでは無いわけですから、躍起になって説得する必要はないということですね。

☆：そうです。4月23日付厚労省発「新型コロナウイルス予防接種の実施に係る留意事項について」（本号に付属）にも、市区町村宛てに「…高齢施設の従事者など、日ごろから身近に寄り添っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を汲み取るなどにより本人の意思確認を行って頂くようお願いいたします。」とあります。施設は飽くまで「協力」する立場であることを確認しましょう。

外岡新聞

4月号

法律事務所おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-5358-9855
FAX:03-6730-6140



民事法研究会から出ている「介護トラブル相談 必携」の第二版改定作業を進行中です。初版から5年以上経過しましたが、メイデーエーションのパートは相当削り、制度改正等を追記しました。今夏にはリリースできると思います。乞うご期待！

留意事項は認知症の利用者についても言及しているところ、このような方が真意に基づいて同意されているか否かは判別しようが無いため、難しいですが嫌がる場合に無理やりサインさせるようなことがあってはなりません。

○：分かりました。その他の注意点はありますか。

☆：「接種するか否か」という情報も個人情報ですから、不用意に他者に話したり（「Aさんも受けるんですって。だからBさんも受けましょうよ」等）、接種者リストを誤って漏洩させるようなことが無いよう細心の注意を払いましょう。実際の接種会場でも、できるだけ「誰が受けるのか」が一目瞭然にならないようパーテーション等で区切る配慮をしたいものです。ただ一方で、熱発等の副反応やアナフィラキシーショックが出た場合に備え常に全ご利用者を注意深く観察する必要があるところ、個室で個別に行くことは見守りができず高リスクと考えます。いずれにせよ、接種後の異常にいち早く気付けるよう、どのような症状があり得るか事前に予習し、救急搬送等スムーズにできるよう人員を配置する必要があるかと思えます（その人件費を、市町村は出してくれないようですが…）。最後に、このワクチンは二回目で重い副反応が出やすく、医療関係者からも報告が上がっています。高齢者より若い人ほど症状は重いようですので、今後職員の番が回ってきたら、接種後は仕事にならないことを想定してシフトを組みましょう。

寝屋川市の居宅4800万返還騒ぎ、その後の経緯



前号に掲載したケアマネ事業所が運営基準減算で返還を指導された件で、外岡が代理人として市長に手紙を送り、減算には該当しないと主張したところ、市長名義で次の返事が来ました。

（以下、若干の意訳）「貴職が重説の該当箇所として指摘する記載は、居宅の運営基準第1条の2第2項及び第3項の文言と同一または趣旨を同じくするものであり、当該箇所とは別に規定された基準第4条第2項に基づいて説明を行うべき事項としては認められず、また今回の実地指導においては、重説の記載だけでなく実地指導時における管理者等からの聞き取りの結果等を総合して違反していると認めたものです。」…要するに1条の2と4条は別であり、違反していることは確かなんだと言いたい訳ですが、問題とされている4条2項には「居宅サービス計画が**第一条の二に規定する基本方針**及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない」とあり、この二つはリンクしていることは文言上明らかではありません。

そのため、勝てないことが分かっているから後半の「聞き取り結果」等を持ち出さざるを得なかったものと評せざるを得ませんが、結論として、では市として尚も返還を求めるのかということのような文言は無く、逆に「なお、今回の過誤調整に係る指導は、あくまで自主的な点検に基づいて過誤調整を行って頂くことを求めた行政指導です。」という言葉が続いていました。「返したくないからそれでもいいよ」ということです。これをもって今回の運営基準減算の件は実質終了したと言えようかと思えます。

こちらが毅然と主張すれば引っ込んでしまうという役所の習性は分かっていたことでしたが、それにしてもこの竜頭蛇尾ぶりには呆れます。立場の弱い者には嵩にかかるような行政の言いなりになる必要はありません。

外岡流 趣味の部屋

スモア計画大失敗の巻



コロナ禍で人の集まる所には行けないので、キャンプにチャレンジしてみたいんですよ。子供二人連れていきなり一泊したのは無謀でしたけど、千葉の成田ゆめ牧場の一区画を借りたんですが飛んでもない人気で、全然予約も取れなくて。何も売りが無い地方はこれからキャンプ場整備で村おこしをするといひでしょうな。憧れのたき火は絶対やりたいということで、ついでに英会話の先生が薦めてくれた「スモア」なるものにも挑戦してみたいですよ。正式には焼いたマッシュマロとチョコレートをグラハムクラッカーでサンドして食べるそうなんです。結論からいうと大失敗でした。

まずマッシュマロが大きすぎ、はみ出して手につく。アマゾンでBQ用の海外製をわざわざ取り寄せたんですがスーパの小さい方が良かったですね。板チョコは全然溶けない。チョコの歯ごたえを楽しむものではないのでチョコソースで良かったんではないかと。

子供達はマッシュマロの目を食し、しめやかに幕を閉じたのでした。まあ反省点は完璧主義と家で予行をしなかつたことですね。完璧を指すくせに準備不足というのには自分の悪い癖で他でもよくみられるパターンなんです。それを今回大自然に教わりましたね。



編集後記

ワクチン接種が始まる一方で、クラスター発生のニュースも依然として見聞きします▼クラスターが発生しては手遅れなのでできる限り全員に接種して頂きたいところですが、人権とのバランスの観点から最適解を見出していきたいものです。

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 23 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、接種対象となる皆様に受けていただくようお願いしており、対象者が接種を希望する場合に接種を行うこととされているところです。

認知症の高齢者等で意思確認を行うことが難しい場合についても、季節性インフルエンザ等の定期接種と同様、それぞれの状況に応じて、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者など、日頃から身近で寄り添っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を丁寧に酌み取ることなどにより本人の意思確認を行っていただくようお願いいたします。また、意思は確認できるものの、身体的事情等で自署ができない場合には、家族等による代筆を行っていただくなど、適切な運用に努めていただくようお願いいたします。

本内容については関係団体等へも周知いただくとともに、引き続き、円滑な接種について、格段のご協力をお願いいたします。

※ 接種対象者が成年被後見人等である場合には、「成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての留意事項について」（令和3年3月24日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「3月事務連絡」という。）もご参照ください。

なお、3月事務連絡はあくまで対象者が成年被後見人等である場合の留意事項を示したものであり、成年後見制度を利用していない場合に接種できなくなるというものではありません。

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての
留意事項について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知）の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししているところです。

今般、成年被後見人や被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）への接種に当たってご留意いただきたい事項について、以下のとおりお示ししますので、適切な配慮が提供されるよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

記

1 接種券の郵送について

接種の対象者が成年被後見人等で、本人による接種券の受け取りが困難な場合は、接種券の送付先を成年後見人や保佐人、補助人、任意後見人（以下「成年後見人等」という。）に設定することが可能であること。

送付先変更の依頼が成年後見人等からあった際は、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）等により、成年後見人等と接種の対象者との関係、成年後見人等の送付先住所の確認を行うことが望ましいこと。

また、現状、各市区町村において、成年被後見人等に対する各種通知文書を、成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合は、関係部局で連携の上、接種券についても、同様に成年後見人等に送付することをご検討いただきたいこと。

2 接種を受ける際の同意の確認について

成年被後見人等が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人等に必要な情報をしっかりと伝え、その上で、本人の意思を可能な限り確認していただく必要があること。

本人の接種の意思を確認することができた場合は、本人の自筆又は本人の同意を確認した者の代筆により予診票の接種の希望欄に署名いただくこと。

本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、予防接種法令上、接種の対象者が法定後見制度の成年被後見人であれば成年後見人による同意の署名が可能だが、その場合は家族や医療・ケアチーム等、本人の周りの方と相談しながら判断いただく必要があること。

なお、被保佐人や被補助人、任意後見制度の被後見人の場合には、保佐人や補助人、任意後見人による署名はできないため、原則どおり接種の意思を本人に確認した上で、本人の自署又は本人の接種の意思を確認した者の代筆により接種の同意欄に署名すること。この場合、本人の接種の意思を確認した上での代筆であれば保佐人や補助人、任意後見人が行うことも可能であること。